

岐 阜 県 馬 術 連 盟 定 款

第 一 章 総 則

第 一 条 本連盟は岐阜県馬術連盟と称する。

第 二 条 本連盟は馬術を通じて会員相互の技術の向上と親睦を計ると共に馬事思想の普及に寄与することを目的とする。

第 三 条 本連盟の事務局を
〒501-6016 岐阜県羽島郡岐南町徳田8-154 タケナカファーム内に置く
本連盟の会計事務所を
〒509-0136 各務原市松が丘2-36 高津 良子宅に置く

第 二 章 事 業

第 四 条 本連盟はその事業達成のため下記の事業を行う。

- (1) 馬術競技の開催
- (2) 馬術並びに馬事に関する研究および講習会
- (3) 国体選手の養成と強化訓練
- (4) 体育諸団体との連絡
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第 三 章 会 員

第 五 条 本連盟の会員は一般馬術愛好者および団体とする。

- (1) 会員は正会員・維持会員・名誉会員・賛助会員とする
- (2) 正会員は馬術愛好者および馬術団体
- (3) 維持会員は本連盟を維持するため特別の後援をする理事および代表者
- (4) 名誉会員は本連盟のために特別の貢献をした個人
- (5) 賛助会員は本連盟を特に援助した個人および団体

第 六 条 本連盟の正会員又は維持会員として加入しようとする者はその旨を本連盟に申し込み、本連盟よりその諾否を申込者に通知する。

第 七 条 会員は下記の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員たる義務を怠りたるとき
- (4) 役員会において除名を議決したとき

第 八 条 本連盟に下記役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 常任理事 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 若干名 | (6) 監 事 | 2名 |

(7) 事務 1名 (8) 会計 2名

第九條 役員は総会において選出する。
会長、副会長、理事長、常任理事は理事の互選とする。
理事は岐阜県馬術連盟所属団体の代表とする。

第十條 会長は本連盟を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長を代理する。
理事長は会長、副会長を補佐し事務を掌理する。
監事は会計監査を行う。

第十一條 理事の任期は二年間とする。但し再選を妨げない。
理事は任期満了後といえども後任者の就任するまではその職務を行うものとする。欠員を生じて補充せられた役員任期は前任者の残任期間を継承するものとする。

第十二條 本連盟に顧問若干名を置く事が出来る。
顧問は会長が役員会にはかってこれを委嘱する。
顧問は適時本連盟の業務執行上の重要な事項に関して本連盟の業務に参画する。
任期は二年間とする。

第四章 会 議

第十三條 会議は総会及び役員会とする。
総会は毎年一回四月会長が招集し、理事長が会議の議長となる。
但し、会長が必要と認め又は会員の2分の1以上の同意を得た時は臨時に総会を開くことがある。
役員会は会長これを招集する。

第十四條 総会の議決を経なければならない事項は下記の通りである。

- (1) 前年度の事業及び収支決算
- (2) 経費の徴収方法
- (3) 新年度の事業計画及び収支予算
- (4) 規約の変更
- (5) 解 散
- (6) その他役員会において必要と認めた事項

第十五條 総会の議決は会員の過半数により決する。
可否同数の場合は議長が決める。

第十六条 役員会は下記事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 一般事務
- (3) その他役員会で必要と認めた事項

第十七条 役員会の議決は出席者の過半数により決する。
可否同数の場合は議長が決める。

第 五 章 会 計

第十八条 本連盟の収入は下記にかかげるのもから成る。

- (1) 国その他からの助成金又は補助金
- (2) 会員の会費及び入会金
- (3) 本連盟の所有する財産及び資産から生ずる収入
- (4) 賛助会員又は有志者から寄付された金銭及び物件
- (5) その他の収入

第十九条 会費は下記の如く定める。

- (1) 新規
団体……30,000円
個人……11,000円 (団体登録有り)
個人……13,000円 (団体登録無し)
個人(小中学生)……2,000円
- (2) 継続
団体……25,000円
個人(小中学生以外)……7,000円 (団体登録有り)
個人(小中学生以外)……9,000円 (団体登録無し)
個人(小中学生)…… 3,000円

※ 休会 再入会については 休会届がでていれば2年 でていなければ1年で新規扱いとする

第二十条 本連盟の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

附 則 本規約は昭和55年5月1日より実施する。

平成元年4月1日一部改正

平成元年4月1日より実施する。

平成14年4月1日一部改正

平成14年4月1日より実施する。

平成19年4月1日一部改正

平成19年4月1日より実施する。

平成20年4月1日一部改正

平成20年4月1日より実施する。

平成25年4月1日一部改正

平成25年4月1日より実施する。

平成31年1月21日より実施する。

令和2年4月1日より一部改正。

令和2年4月1日より実施する。

令和5年4月1日より実施する。